

令和 2 年 9 月 4 日

各 位

高崎信用金庫
理事長 新井 久男

不祥事件発生とお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら当金庫元職員による不祥事件が発生いたしました。社会的、公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関であるにもかかわらず、不祥事件を発生させてしまい、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃より当金庫と取引していただいておりますお客さま、地域の皆さまに対しまして、心よりお詫び申し上げます。

事件発生を厳粛に受け止め、今後は役職員一丸となって、不祥事件の再発防止ならびに信頼回復に全力で努めていく所存でありますので、何卒ご理解を賜われますようお願い申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

(1) 高崎市内の当金庫支店に勤務しておりました元職員（男性、33 歳）が、平成 30 年 8 月から令和 2 年 6 月までの間に、お客さまの定期預金の解約金、定期積金の掛込金、普通預金の払戻金や入金分などを着服していたことが令和 2 年 6 月 25 日に判明いたしました。

なお、当該職員については、令和 2 年 8 月 14 日付で懲戒解雇処分としました。

(2) 着服先 50 先、着服金額 13,346 千円（累計着服金額 22,239 千円）。

*令和 2 年 9 月 3 日現在判明分

(3) お客さまから、定期積金の掛込日に関する問い合わせがあり、調査の結果、着服の事実が判明いたしました。

(4) 着服金はパチンコ、競輪等に費消されていきました。

2. 被害者への対応

被害に遭われたお客さまには、事実関係をご説明したうえ、心よりお詫び申し上げ、元職員および家族、親族が被害金額の全額弁償を行いました。

3. 監督官庁への届出等

本件に関しましては、発覚後、速やかに監督官庁へ報告しております。また、令和 2 年 8 月、警察にも報告しております。

なお、告訴については、被害金額が全額弁償されていること、懲戒解雇処分により

一定の社会的制裁を受けていること、元職員は今回の行為を深く反省し謝罪しており、33歳という年齢から十分更生の余地があることから、告訴しない方針といたしました。

4. 関係者の処分について

経営責任を明確にするため、理事長以下代表理事 3名の役員報酬を減額するとともに、管理責任を明確にするため、関係管理職につきましても、当金庫の規程に則り厳正な処分を行いました。

5. 再発防止について

事件発生を重く受け止め、徹底した発生要因分析を行い、不祥事件を二度と発生させないよう全役職員が一丸となり、全力で再発防止に取り組んでまいります。これまでも増して、コンプライアンス教育・指導・取組みの徹底を図り、企業倫理を再構築するとともに、事務取扱ルールの早急な改善を図り、本件発生により失った信用、信頼の1日も早い回復に努め、お取引先の皆さま、地域の皆さまから、変わらぬご支持、ご支援をいただけますよう、金庫をあげて取り組む覚悟でございます。

本件に関するお問い合わせ先

高崎信用金庫「お客さま相談窓口」

電話 027-360-3456

フリーダイヤル 0120-666-456

(フリーダイヤルは群馬県外からはご利用できません)

受付時間 9:00~17:30 (休業日はご利用できません)